

八王子市立みなみ野小中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（R6）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第3次】（R7）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立みなみ野小中学校 いじめ防止基本方針

- 〇いじめの防止等に関する基本的な考え方
- いじめに対する基本認識「しない させない 許さない」全ての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。
 - 未然防止に向けて 学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。
 - 早期発見に向けて いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。
 - 早期解決に向けて いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者の納得と合意が得られる解消を目指す。
- 〇令和8年度の重点項目
- 「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針」に基づいた学校いじめ対策委員会の運営（毎週 小：金曜日、中：木曜日）及び、関係図を活用した迅速な初期対応
 - 保護者との協働体制の確立、保護者の納得と合意を得られる教職員の真摯な対応
 - 定期的教育相談（中：毎週木曜日実施）による信頼関係の構築と相談機能の充実

令和8年度はいじめの防止等に向けた課題

- ・みなみ野小中学校 いじめ防止 SNS ルールの改訂・周知
- ・家庭での SNS ルール作成の依頼
- ・「子ども見守りシート」の活用等による学校・家庭・地域との連携
- ・学校サポートチーム連絡会の活用
- ・特別の教科 道徳や学級活動、各教科等によるいじめ防止の授業の実施

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 〇開催日 中：毎週木曜日 午後2時35分から
小：毎週金曜日 午後2時50分から
- 〇構成員（統括）校長、副校長、生活指導主任、教務主任、学年主任
養護教諭、スクールソーシャルワーカー（月1回程度）
スクールカウンセラー
※生活指導主任がコーディネーターを務める。
※必要に応じて学級担任も参加することがある。
- 〇役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- いじめの疑いを把握 ⇒ 把握した教員による記録作成 ⇒
学年主任 ⇒ 学校いじめ対策コーディネーター ⇒ 管理職 ⇒
学校いじめ対策委員会 ⇒ 担当教員による諸対応
- ※「いじめ対応フローチャート」（八王子市教育委員会）より抜粋
関係機関との連携も含め、組織的にいじめ対応に取り組む。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 2日（木）「学校いじめ防止基本方針の共通理解」
 - 7月24日（金）「いじめへの組織的な対応」
 - 12月25日（金）「重大事態の理解と対応」（スクールロイヤーによる講義）
- ふれあい月間「いじめ防止等の対策の取組状況について」アンケート

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

- ・道徳授業 B-6「思いやり、感謝」を重点項目とした授業の実施（小・中全学年）
- ・弁護士によるいじめ予防授業（小6・中2）
- ・6月下旬 いじめ防止プログラム（中1）
- ・9月12日（土）道徳授業地区公開講座（小・中全学年）
- ・いじめ防止授業（中2）
- ・セーフティ教室（小4～小6・中1～3）

SOSの出し方に関する授業等

- ・SOSの出し方に関する授業
7月：小・中全学年、学級活動にて実施する。その他教科により年間を通して実施する。
- ・月ごとの安全指導
- ・7月10日（金）セーフティ教室（中）
- ・「楽しい学校生活を送るためのアンケート Q-U」の実施（小5・小6・中1・中2・中3年1回）

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月22日（月）朝会 いのちの講話（小）
- ・6月下旬 いじめ防止プログラム（中1）
- ・6月25日（木）朝礼 いのちの講話（中）
- ・道徳、理科、保健において「生命の大切さ」について考える内容を扱う。
- ・SOSの出し方に関する授業（小・中の全学年）

児童・生徒の自己肯定感を高める取組

- ・道徳授業 A-4「向上心、個性の伸長」等の実施（小・中全学年）
- ・代表委員会・生徒会活動、部活動、縦割り班活動等、特別活動の充実（小・中）
- ・「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、義務教育9年間の学習や体験の記録を積み重ねることを通して、主体的に学びに向かう力を育み、キャリア形成と自己実現に向けた取組
- ・「はちおうじっ子サミット」「ピンクシャツデー」の取組を通して、児童・生徒一人一人が、いじめのない学校生活を実現するために自分たちにできることは何かを考え、いじめの未然防止に主体的に取り組めるようにする。（小・中）

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・様々な機会を通じて、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・「子ども見守りシート」を年度初めに全児童・生徒保護者へ配布・回収し、家庭と連携したいじめの早期発見・早期対応を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ防止等基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所やスクールソーシャルワーカー、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・児童・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。